

令和7年度 第1回
加古川市地域公共交通会議

議 案 書

日 時 令和7年6月6日（金）午後2時から
場 所 SHOWAグループ市民会館 大会議室

会 議 次 第

1 開会

- ・会議の趣旨
- ・委員の紹介
- ・出席状況報告

2 議案

議案第1号 かこバスミニ・山手ルート of 延伸について

3 報告

報告第1号 かこバスの定期導入状況について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

かこバスミニ・山手ルート of 延伸について

かこバスミニ・山手ルート of 延伸について、委員の意見を求めます。

[協議資料]

- ・ かこバスミニ・山手ルート of 延伸について
- ・ 路線図（案）
- ・ 時刻表（案）
- ・ 運賃表（案）

令和 7 年 6 月 6 日

加古川市長 岡田 康裕

かこバスミニ・山手ルートの延伸について

1 延伸の目的

かこバスミニ・山手ルートを延伸し、4箇所の停留所を新設することで、公共交通の利便性向上を図る。

神野町の日岡苑、西之山、石守の一部地域は公共交通不便地域となっており、当該地域から交通結節点であるJR神野駅や買い物施設、病院など生活利便施設への移動手段の確保により、公共交通不便地域の解消を図る。また、周辺の既存路線バスとの連携により、広域へのネットワークを確保する。

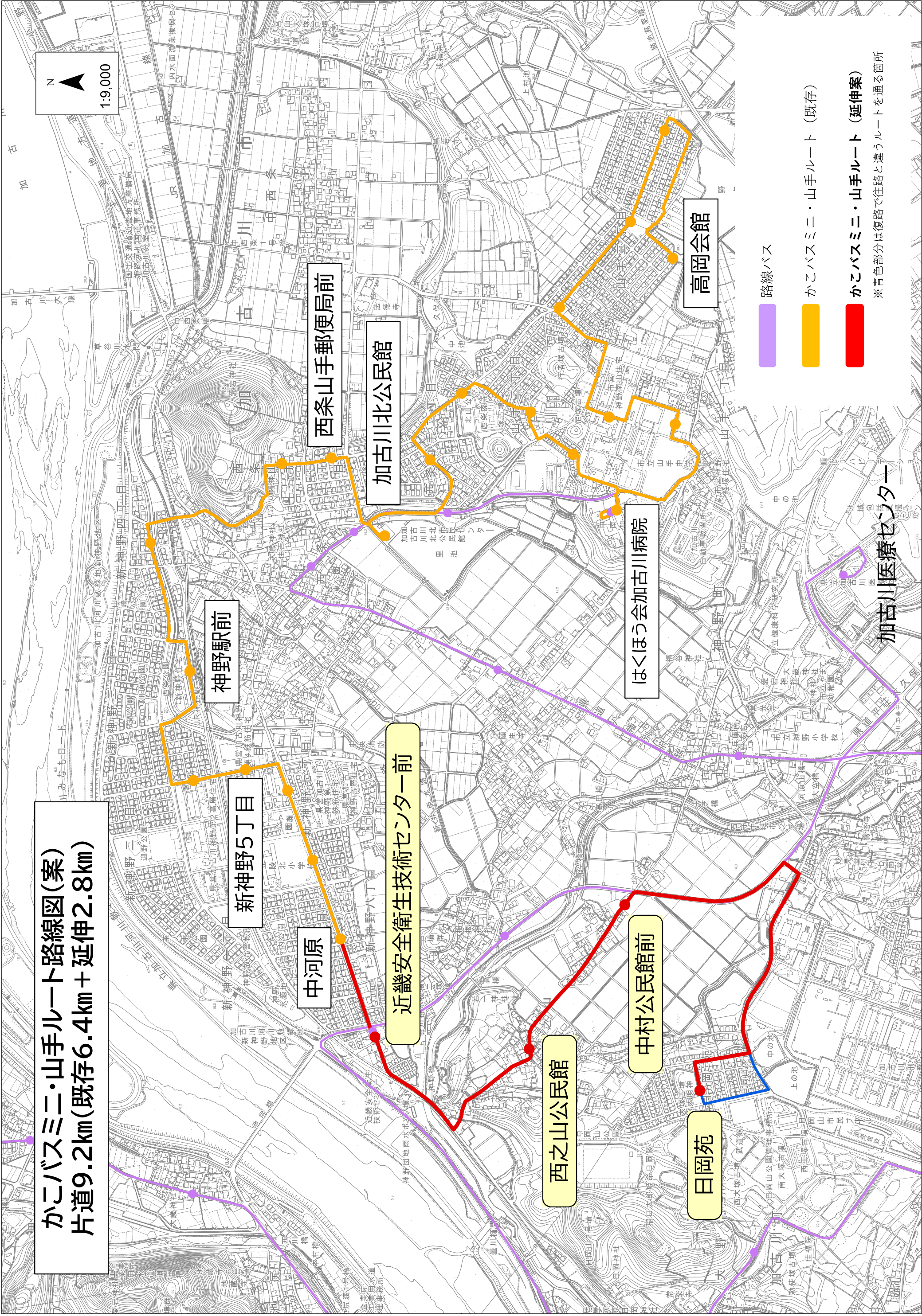
2 延伸の概要

- ・対象路線：かこバスミニ・山手ルート
- ・新設停留所：近畿安全衛生技術センター前（路線バス停留所）
西之山公民館
中村公民館前
日岡苑
- ・新設場所：別紙路線図のとおり
- ・運行時刻：別紙時刻表のとおり
- ・運行便数：変更なし ※1日10便（5往復）
- ・運賃：別紙運賃表のとおり
- ・変更予定日：令和7年12月1日

3 公共交通プランの位置づけ

施策：枝線の導入

内容：公共交通不便地域に加え、既存の路線バスを維持することが困難な地域や、高齢化等により新たな公共交通需要が生まれた地域において、小型車両を活用した日常生活を補完する枝線の導入を検討する。



かこバスミニ・山手ルート時刻表(案)

高岡会館 行

停留所名	1便	3便	5便	7便	9便
日岡苑	8:25	9:54	11:35	13:57	15:35
中村公民館前	8:28	9:57	11:38	14:00	15:38
西之山公民館	8:29	9:58	11:39	14:01	15:39
近畿安全衛生技術センター前	8:30	9:59	11:40	14:02	15:40
中河原	8:30	9:59	11:40	14:02	15:40
陵北小学校前	8:31	10:00	11:41	14:03	15:41
新神野局前	8:32	10:01	11:42	14:04	15:42
新神野5丁目	8:32	10:01	11:42	14:04	15:42
新神野3丁目	8:33	10:02	11:43	14:05	15:43
神野駅前	8:34	10:03	11:44	14:06	15:44
新神野4丁目東	8:35	10:04	11:45	14:07	15:45
西条山手1丁目	8:37	10:06	11:47	14:09	15:47
西条山手郵便局前	8:37	10:06	11:47	14:09	15:47
加古川北公民館	8:38	10:07	11:48	14:10	15:48
西条山手2丁目	8:39	10:08	11:49	14:11	15:49
北山公園	8:40	10:09	11:50	14:12	15:50
山手2丁目	8:41	10:10	11:51	14:13	15:51
兵中北山公園	8:42	10:11	11:52	14:14	15:52
はくほう会加古川病院	8:44	10:13	11:54	14:16	15:54
山手公民館	8:46	10:15	11:56	14:18	15:56
はぐるまの家	8:47	10:16	11:57	14:19	15:57
山手3丁目	8:49	10:18	11:59	14:21	15:59
東神野公園	8:50	10:19	12:00	14:22	16:00
高岡	8:51	10:20	12:01	14:23	16:01
高岡会館	8:53	10:22	12:03	14:25	16:03

日岡苑 行

停留所名	2便	4便	6便	8便	10便
高岡会館	9:03	10:39	12:21	14:40	16:20
高岡	9:05	10:41	12:23	14:42	16:22
東神野公園	9:06	10:42	12:24	14:43	16:23
山手3丁目	9:07	10:43	12:25	14:44	16:24
はぐるまの家	9:09	10:45	12:27	14:46	16:26
山手公民館	9:10	10:46	12:28	14:47	16:27
はくほう会加古川病院	9:12	10:48	12:30	14:49	16:29
兵中北山公園	9:14	10:50	12:32	14:51	16:31
山手2丁目	9:15	10:51	12:33	14:52	16:32
北山公園	9:16	10:52	12:34	14:53	16:33
西条山手2丁目	9:17	10:53	12:35	14:54	16:34
加古川北公民館	9:18	10:54	12:36	14:55	16:35
西条山手郵便局前	9:19	10:55	12:37	14:56	16:36
西条山手1丁目	9:19	10:55	12:37	14:56	16:36
新神野4丁目東	9:21	10:57	12:39	14:58	16:38
神野駅前	9:22	10:58	12:40	14:59	16:39
新神野3丁目	9:23	10:59	12:41	15:00	16:40
新神野5丁目	9:24	11:00	12:42	15:01	16:41
新神野局前	9:24	11:00	12:42	15:01	16:41
陵北小学校前	9:25	11:01	12:43	15:02	16:42
中河原	9:26	11:02	12:44	15:03	16:43
近畿安全衛生技術センター前	9:26	11:02	12:44	15:03	16:43
西之山公民館	9:27	11:03	12:45	15:04	16:44
中村公民館前	9:28	11:04	12:46	15:05	16:45
日岡苑	9:31	11:07	12:49	15:08	16:48

100円 200円

日野 苑

公民館 前

公民之 館山

生活 夕技 1 術安 前セ全 ン衛

中 河 原

小 学 校 北 前

新 神 野 局 前

5 新 丁 神 目 野

3 新 丁 神 目 野

神 野 駅 前

4 新 丁 神 目 野 東

西 条 山 手 1 丁 目

西 条 山 手 局 前

加 古 川 北 館 北

西 条 山 手 2 丁 目

北 山 公 園

山 手 2 丁 目

兵 公 園 北 山

加 古 川 橋 下 院 会

山 手 公 民 館

は ぐ る ま の 家

山 手 3 丁 目

東 神 野 公 園

高 岡

高 岡 会 館

かこバスの定期導入状況について

1 集計期間

令和7年4月1日 ～ 令和7年4月30日

2 定期購入者数：51人（3月販売分含む）

1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
19人	9人	22人	1人

3 定期利用状況（4月）

定期利用回数：合計 806 回

区分別	年代別	
一般：779回 障割：27回	10代：173回	40代：117回
	20代：256回	50代：165回
	30代：27回	60代：68回

議案第 2 号（追加議案）

地域公共交通計画「別紙」の策定について

地域公共交通計画「別紙」の策定について、委員の意見を求めます。

〔協議資料〕

- ・ 地域公共交通計画（別紙）
- ・ 地域公共交通計画（別紙）に係る添付資料（表 1・表 2・表 6・表 7・別紙 9）
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抜粋）

令和 7 年 6 月 6 日

加古川市長 岡田 康裕

令和7年6月
加古川市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加古川市においては、民営路線バスは主に鉄道駅を中心に運行している。利用状況が芳しくない路線を減便する等で、収支率は維持しているが、運行が1時間に1本未満の路線もあり、便利にバスを活用できない地域がある。こうした地域からは路線バスの運行頻度や運行時間帯の拡大を求める声があり、地域の要望とニーズを踏まえた再編が必要となっている。

市域内には路線バスのほか乗合タクシー、コミュニティバス、市町村運営有償運送、乗合デマンドタクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、市内の鉄道駅や買い物施設、医療機関等が市民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

民営路線バスが、市内の都市拠点間の移動や近隣市町への移動を支える幹線としての役割を果たしている。また、地域内の生活利便施設を結び、幹線に通じるコミュニティバス等が枝線の役割を果たしている。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少や自家用車の普及に伴い、当市の公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

また、JR山陽本線・加古川線及び山陽電鉄の各駅を中心に半径1km、各バス停を中心に半径500mを公共交通圏（徒歩圏）とすると、市民の約9割が公共交通圏に居住していることとなるが、鉄道・路線バスがまったく運行していない公共交通空白地域が約1割残っており、住民に不便を強いている状況にある。

このため、国の地域公共交通確保維持事業を活用して、市域内の幹線交通としての役割を果たす民営路線バスの維持・確保を図ることで、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【対象路線】 ※令和8年度（R7.10～R8.9）

- ①土山駅～川北口～母里
- ②姫路駅前～法華山一乗寺～社
- ③上新田北口～天満小学校～土山駅
- ④加古川駅～水足～上新田北口

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

民営路線バス（地域間幹線系統）の利用者数を、令和6年度実績並みの48万人を維持する。

（2）事業の効果

民営路線バス（地域間幹線系統）を維持することにより、市民の通勤・通学・通院及び買い物等日常生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し、効率化の検討（事業者） ・ 市内の公共交通に係る路線図・運賃表等の作成及び配布（加古川市） ・ ホームページ等の多様なツールを活用した情報提供（加古川市・事業者） ・ 公共交通の利用促進イベントの実施（加古川市・事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 を添付 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対しての加古川市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額の内、各路線の全キロ程に対する加古川市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
バス事業者保有のデータ（停留所ごとの乗降調査、系統別輸送実績等）による。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」を添付

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
「土山駅～川北口～母里」路線及び「上新田北口～天満小学校～土山駅」路線を運行するバス車両については、耐用年数 5 年を大幅に上回る年数を経過し、機能劣化が進行し、旅客運送における安全性の確保や燃費性能の低下が懸念され、早急な買い換えが必要となっていた。 このため、当該幹線系統を運行する事業者の車両更新を支援することにより、輸送の安全確保を図るとともに、地球に環境にやさしいバス輸送を推進する。 また、計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるとともに、子どもから高齢者、障がいのある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
対象となる 2 路線について下記のとおりとする ・「土山駅～川北口～母里」路線 - 利用者数を 135,000 人以上（直近 R6 年度の実績 134,471 人） - 収支率を 67%以上（直近 R6 年度の実績 66.9%） ・「上新田北口～天満小学校～土山駅」路線 - 利用者数を 239,000 人以上（直近 R6 年度の実績 238,197 人） - 収支率を 82%以上（直近 R6 年度の実績 81.3%）
(2) 事業の効果
計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるとともに、子どもから高齢者、障がいのある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 及び表 7 を添付

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和 6 年 2 月 15 日（R5 年度第 2 回） 「加古川市地域公共交通会議規則の改正について」（報告事項） →加古川市地域公共交通会議が、「道路運送法」に基づく地域公共交通会議としての機能と、地域公共交通計画の実施及び変更に関する事項を協議する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会としての機能の両方を有することを明確化するため、規則の一部改正を行った旨の報告を行った。 ・ 令和 6 年 5 月 24 日（R6 年度第 1 回） 「加古川市地域公共交通会議規則の改正について」（報告事項） →国の地域公共交通確保維持事業を活用し、地域間幹線系統に令和 7 年度以降も補助を行うため、6 月中に補助対象路線を地域公共交通計画に位置付けること及び本別紙の内容について協議を行う旨説明の報告を行った ・ 令和 6 年 6 月 7 日（R6 年度第 2 回） 「加古川市地域公共交通プラン（地域公共交通網形成計画）の改定について」（議案） →補助対象路線を地域公共交通計画に位置付けること及び本別紙の内容について協議を行った。

- ・令和 7 年 2 月 28 日（R6 年度第 3 回）
「加古川市地域公共交通活性化協議会の設置について」（報告事項）
→現行の加古川市地域公共交通プランは計画期間が平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間となっており、令和 9 年度からの新たな地域公共交通計画の策定に向け、令和 7 年度から 2 カ年かけて調査及び策定にかかる事務を進める。事務を進めるにあたり、よりきめ細やかな議論を行うため、地域公共交通会議とは別組織として地域公共交通活性化協議会を設置し、国土交通省の補助事業である「地域公共交通調査等事業」の補助を受けることの報告を行った。
- ・令和 7 年 6 月 6 日（R7 年度第 1 回） ※予定
「地域公共交通計画「別紙」について」（議案）
→国の地域公共交通確保維持事業を活用し、地域間幹線系統に令和 8 年度も補助を行うため、本計画別紙の内容について協議を行った。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・民営路線バス（地域間幹線系統）を含め地域公共交通に関する意見は、市のスマイルメールシステムや窓口での対応等で随時聴取を行っている。
また、町内会との意見交換会や説明会等を行った際にも地域の意見を受けており、可能な限り地域公共交通計画へ反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 兵庫県 加古川市 加古川町北在家 2000 番地
 （所 属） 加古川市 都市計画部 都市計画課 交通政策・景観形成係
 （氏 名） 関 大志、松岡 史仁
 （電 話） 079-427-9732
 （e-mail） tokei@city.kakogawa.lg.jp

令和8年度

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (加古川市)	神姫バス株式会社	(1) 加古川駅～水足～上新田北口(9)	2,574.5	
		(2) 土山駅～川北口～母里(10)	394.0	
		(3) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	274.5	
		(4) 姫路駅前～法華山一乗寺～社(22)	472.0	
合 計			3,715	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

令和8年度

事業者名 神姫バス株式会社

1. 申請事業者の概要

R6		集合バス事業	
補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	営業収益	10,092,381千円	営業外収益 39,808千円
	営業費用	11,325,571千円	営業外費用 20,915千円
	営業損益	△ 1,238,190千円	営業外損益 18,893千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		23,327,301.0 km	
		経常収支率 89.27 %	
R5		集合バス事業	
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	9,255,516千円	営業外収益 20,953千円
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用 8,954千円
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益 11,999千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		23,543,845.0 km	
		経常収支率 86.62 %	
R4		集合バス事業	
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	8,519,275千円	営業外収益 19,431千円
	営業費用	10,367,790千円	営業外費用 11,512千円
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益 7,919千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)		23,751,397.0 km	
		経常収支率 82.26 %	

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たりの経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たりの経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たりの経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	438円99銭	454円82銭	486円53銭
京阪神	438円99銭	454円82銭	486円53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ÷ホのいずれか小さい額	キロ当たり経常費用の差 ニ－ホ＝ク	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	459円44銭	426円56銭	426円56銭	32円88銭	434円34銭
京阪神	459円44銭	558円98銭	459円44銭		434円34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 請対象となる 4.の適用割合 ア	改正率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度	3 / 3	28.61%
		基準期間の 前年度	/ 3	
		基準期間の 前年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

補助 プロ ック 名	申請 番号	特 例 措置 理由	運行系統			計画運 行日数 ()	計画平均 乗車密度 ②	計画平均 乗車密度 ①×② ＝③	系統キロ程 キロメートル	地域公共交通計画に基づき 実施する区域におけるキロ 程との比率	補助プロック外 乗入部分のキロ程	同一補助プロック相違府 県が乗入部分のキロ程	系統キロ程と地 域公共交通計画 事業を実施する 区域におけるキロ 程との比率	補助プロック外 乗入部分のキロ程	ル	他路線との割合 率	補助プロック外 乗入部分のキロ 程との比率 (チー(リ)十ヌ十 ル)：ミチ＝マ
			起点	主な 経由地	終点												
英 皇 料	9	加古川駅～水足 ～上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	365日	3.3	330.0人 (10.0回)	往3.5km 復3.3km 9.4km	(平均)					(平均)		100.000
		加古川市							往3.5km 復3.3km 9.4km								64.893
		稲美町							往3.5km 復3.3km 9.4km								35.106
	10	土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	4.5	72.4人 (16.1回)	往7.7km 復7.7km 7.7km	(平均)					(平均)	%	93.506
		加古川市							往7.7km 復7.7km 7.7km								6.463
		稲美町							往7.7km 復7.7km 7.7km								%
		稲美町							往7.7km 復7.7km 7.7km								84.415
		稲美町							往7.7km 復7.7km 7.7km								2.557
	11	上新田北口～天 小中学校～土山 駅	上新田北口	天小中学校	土山駅	365日	6.6	136.6人 (20.7回)	往3.4km 復3.4km 8.4km	(平均)					(平均)	%	94.047
		加古川市							往3.4km 復3.4km 8.4km								5.952
英 皇 料		稲美町							往3.4km 復3.4km 8.4km								%
		稲美町							往3.4km 復3.4km 8.4km								85.714
		稲美町							往3.4km 復3.4km 8.4km								2.380
	22	姫路駅前～法華 山一乗寺～社	姫路駅前	法華山一乗寺	社	362日	3.3	16.1人 (4.9回)	往3.9km 復3.0km 35.9km	(平均)					(平均)	%	100.000
		姫路市							往3.9km 復3.0km 35.9km								33.704
		加古川市							往3.9km 復3.0km 35.9km								6.408
		加西市							往3.9km 復3.0km 35.9km								%
		加東市							往3.9km 復3.0km 35.9km								38.440
		加東市							往3.9km 復3.0km 35.9km								21.448
	計	4系統							往3.5km 復3.4km 61.4km	(平均)					(平均)		
英 皇 料	(10)	土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	4.5	72.4人 (16.1回)	往7.7km 復7.7km 7.7km	(平均)					(平均)	%	6.493
		明石市							往7.7km 復7.7km 7.7km								%
	(11)	上新田北口～天 小中学校～土山 駅	上新田北口	天小中学校	土山駅	365日	6.6	136.6人 (20.7回)	往3.4km 復3.4km 8.4km	(平均)					(平均)	%	5.952
		明石市							往3.4km 復3.4km 8.4km								%
	計	2系統							往3.4km 復3.4km 8.4km	(平均)					(平均)		5.952
	合計	6系統							往7.5km 復7.5km 77.5km	(平均)					(平均)		

神姫バス株式会社

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (加古川市)	神姫バス株式会社	1	28

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降（令和 8 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・22号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とオのうち少 い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12 (\text{月}) = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
1	15,000,000	3,960,000	1,980,000 (定率法) $\text{ラ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ラ} \times 0.2 = \text{ム}$	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000	990.0	1,980,000
計	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000		1,980	990	1,980,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					I	7	円	$7 \times 1 / 2 = 4$
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
1,980	990

【負担者とその負担割合】

補助ブロック 名	申請 番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	1	99,000円	10%	891,000円	90%	円		
合計		99,000円		891,000円		円		

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「車両定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小教点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】は、車両購入金に算入した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに白円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
12.普通償却限度額（△欄）は、補助対象限度額（△欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（△欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（△欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（△欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 5.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和8年度）

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計	画	
加古川市 稲美町	神姫9	加古川駅～ 水足～ 上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②近接路線の再編・統合による需要の集約 ③接続するコミュニティバスとの自社ICカード（NicoPa）による乗車券共通化による需要喚起の継続 ④加古川市との運賃施策（市内上限運賃制度）の周知による利用促進 ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。加古川駅に設置するデジタルサイネージに時刻表データを提供 ⑥稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③加古川市・神姫バス株式会社 ④加古川市・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・加古川市・神姫バス株式会社 ⑥稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
						①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしiビジョン」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、対前年で収支改善率1%以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ③稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

稲美町 加古川市 明石市 播磨町	神姫 1 1	上新田北口 ～天満小学 校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の見直しによる需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかし i ビジョン」において時刻表データを提供 ⑤稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率 1 %以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
姫路市 加古川市 加西市 加東市	神姫 2 2	姫路駅前～ 法華山一乗 寺～社	姫路駅前	法華山一乗寺	社	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による混乗化の継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③加西市との福祉施策（優待乗車施策）の継続 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤多言語化に対応可能なアプリケーション「Movers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進 ⑥加東市との運賃施策（市内上限運賃制度）の周知による利用促進 ⑦西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、対前年で収支改善率 1 %以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③加西市・神姫バス株式会社 ④加東市・加西市 ⑤神姫バス株式会社 ⑥加東市・神姫バス株式会社 ⑦加東市・西脇市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

〔記載要領〕

1. この書類は、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。）の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
2. 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
3. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
4. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
5. 計画欄には、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の特記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
6. 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

る場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

- 3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

- 4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1）又は2）に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

- 1) ア. 1) の場合

利便増進特例等の適用開始月の前月末（初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあっては、2年目の補助対象期間の開始前）

- 2) ア. 2) ～4) の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・ 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・ 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。